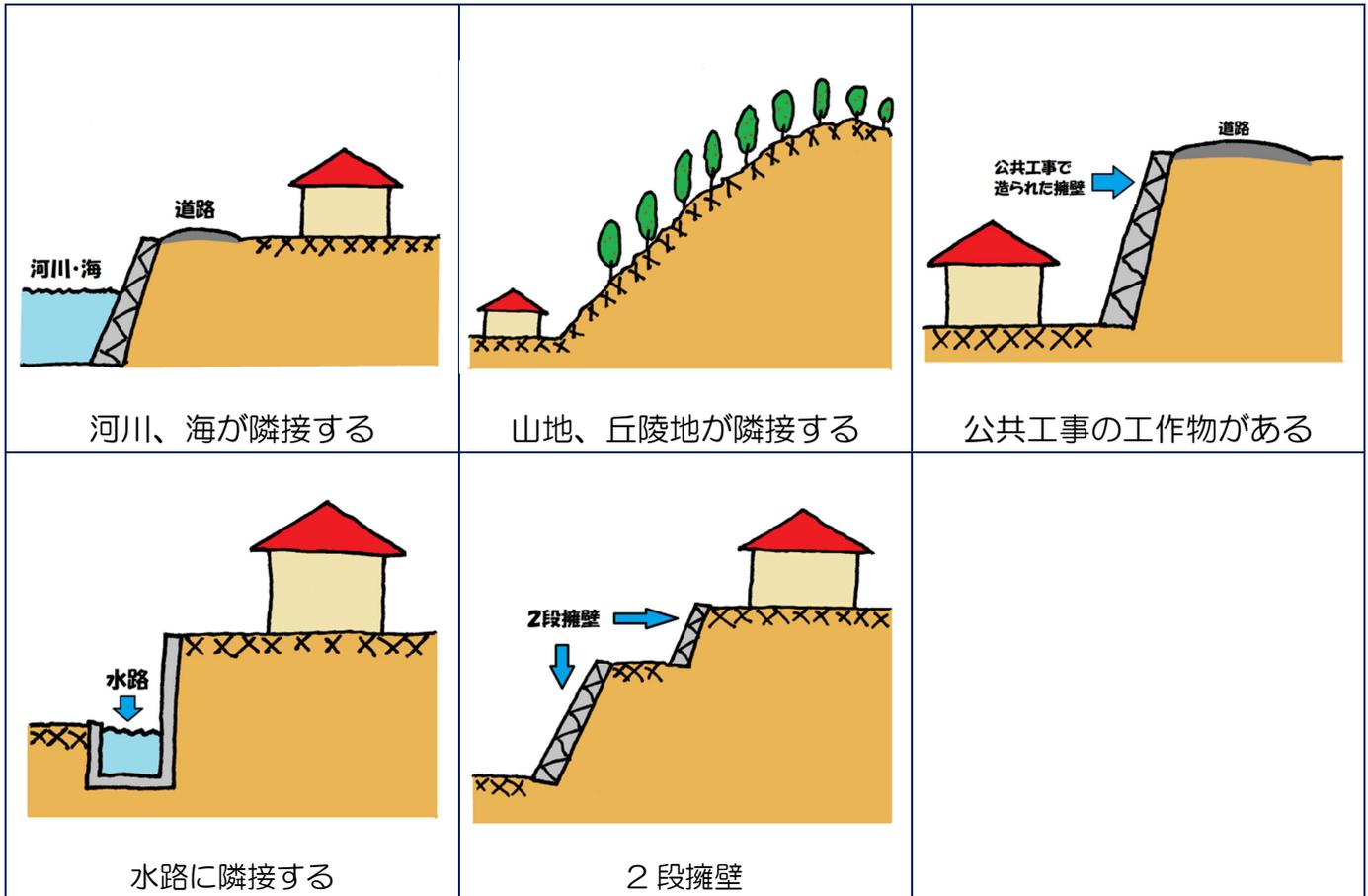


高低差、がけ、急傾斜がある敷地の建築計画について

敷地の周辺に高低差、がけ、丘陵地などがある場合は状況に応じて、複数の異なる法令が適用されます。また、適用される法令により対応窓口が異なります。
以下を参考に計画を進めてください。

1. 敷地周辺に高低差等がないかチェック

★敷地チェックのポイント！



2. このような敷地であれば、次の3つに該当しないかチェック

★1 **がけ**（熊本県建築基準条例第2条）

高さ2mを超える高低差があると規制がかかります。

★2 **レッドゾーン**（土砂災害防止法）

レッドゾーン内に居室のある建築物を建てる場合、構造等に規制がかかります。
また、都市計画区域外でも建築確認申請が必要となります。

★3 **急傾斜地崩壊危険区域**（建築基準法第39条：災害危険区域）

区域内は原則建築不可です。ただし、管理者の許可があれば建築可能です。
また、建築確認申請の前に許可が必要です。

●それぞれ内容により相談窓口が異なります。

以下の順番でご相談ください。⇒裏面につづく

⇒表面のつづき

3. 担当窓口へ相談

以下の手順で相談・確認を行ってください。

① 必要な資料・情報の準備

- 現地の状況が分かる地図、図面、写真等。
- 予定建築物の配置がわかる図面等。
- 擁壁がある場合は、確認申請・検査が行われているか。
- 県HPでレッドゾーンの確認 

<http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/kuiki/>

② 県南広域本部景観建築課で相談

- がけについて
 - ・ がけに該当するか。
 - ・ 該当する場合の対応方法
- レッドゾーンについて
 - ・ 建築物がレッドゾーンにある場合の対応方法。
(建築確認申請でどのような基準があるか)

③ 各地域振興局で相談

- レッドゾーン
 - ・ 計画地がレッドゾーン内にあるか。
 - ・ 構造計算に必要な「土砂の移動により想定される力」の資料を取得。
- 急傾斜地崩壊危険区域
 - ・ 計画地が急傾斜地崩壊危険区域内にあるか。
 - ・ 許可申請の方法。

《対応窓口一覧》 ※◎…主な所管部署、○…対応可能な場合あり

担当部署	県南広域本部（八代） 景観建築課	各振興局（芦北、球磨） 工務課、維持管理調整課
★1. がけ条例		
・ がけ条例について	◎	
★2. レッドゾーン		
・ 区域確認	○	◎
・ 建築物の補強方法相談	◎	
・ 構造計算資料取得		◎
★3. 急傾斜地崩壊危険区域		
・ 区域の確認		◎
・ 許可申請について		◎

●お問い合わせ先

	TEL	FAX	メールアドレス
県南広域本部景観建築課	0965-33-3117	0965-33-4051	nandokeikan25@pref.kumamoto.lg.jp
芦北地域振興局工務課	0966-82-2532	0966-82-4059	ashidokoumu25@pref.kumamoto.lg.jp
芦北地域振興局維持管理調整課	0966-82-2530	0966-82-4059	ashidoji25@pref.kumamoto.lg.jp
球磨地域振興局工務課	0966-24-4213	0966-24-4209	kudokoumu25@pref.kumamoto.lg.jp
球磨地域振興局維持管理調整課	0966-24-4119	0966-24-4209	kudoji25@pref.kumamoto.lg.jp